

○白子町マイホーム取得奨励金交付要綱

平成23年 3 月31日告示第40号

改正

平成26年 3 月26日告示第27号

平成27年 3 月30日告示第38号

平成28年 3 月31日告示第46号

平成29年 3 月31日告示第37号

平成31年 3 月 4 日告示第21号

令和 2 年 5 月22日告示第68号

令和 3 年 6 月10日告示第87号

令和 4 年 1 月24日告示第10号

令和 4 年 3 月16日告示第42号

令和 7 年 3 月27日告示第54号

白子町マイホーム取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への定住促進及び空家の利活用並びに地域経済の活性化を図り、活気に満ちた地域社会を築くため、白子町に定住する意思を持って住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、白子町補助金等交付規則（昭和47年白子町規則第1号）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 相当の期間居住する意思を持って、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地を住民票の住所とし、生活実態があることをいう。
- (2) 新築住宅 自己の居住の用に供するために町内に新たに建設された一戸建て住宅若しくは併用住宅（一戸建てで店舗、事務所、作業場その他これらに類する用に供する部分を兼ねるもののうち、居住の用に供する部分の床面積の占める割合が延べ床面積の2分の1を超えるものをいう。ただし、増改築を含まない。以下同じ。）又は購入された住宅であって、その建設後使用されたことのないものをいう。
- (3) 中古住宅（併用住宅含む。） 町内に既存する住宅のうち、過去に住居として使用され、白子町家屋（補充）課税台帳に登録されているものをいう。
- (4) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（同条第2項に規定する特定空家等を除く。）のうち町内に既存する住宅（人の居住の用に供する一戸建て（1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物であり、1つ以上の居室並びに専用の出入口、台所及びトイレが

あるものをいう。以下同じ。)又は併用住宅をいう。)

- (5) 住宅の取得 不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第21条に規定する登記識別情報が通知され、受給資格者の所有権が確立されたときをいう。
- (6) 建築確認済証 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証をいう。
- (7) 居住面積 居間、寝室、台所、その他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。
- (8) 基準日 住宅を取得した年度の4月1日をいう。
- (9) 転入者 新しく白子町に転入した者又は町外に転出してから3年以上経過し白子町に転入した者をいう。
- (10) 町内建設業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、法人にあっては町内に本店を有し、個人にあっては町内に主たる事業所を有する者をいう。

(対象住宅)

第3条 奨励金の交付の対象となる新築住宅 (以下「対象新築住宅」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 建築確認済証の交付を受けていること。
- (2) 居住用面積が50平方メートル以上であること。
- (3) 当該対象新築住宅の取得について、国又は白子町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金等が交付されていないこと。

2 奨励金の交付の対象となる中古住宅(以下「対象中古住宅」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 居住用面積が50平方メートル以上であること。
- (2) 購入価格(土地代を含む。)が200万円以上であること。
- (3) 3親等内の親族から購入したものでないこと。
- (4) 当該対象中古住宅の取得について、国又は白子町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金等が交付されていないこと。

3 奨励金の交付の対象となる空家(以下「対象空家」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 居住用面積が50平方メートル以上であること。
- (2) 購入価格(土地代を含む。)が200万円以上であること。
- (3) 当該対象空家の取得について、国又は白子町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金等が交付されていないこと。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、対象新築住宅又は対象中古住宅若しくは空家(以下「対象住宅」という。)を取得した者で

あって、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 奨励金の交付申請時において、対象住宅に定住していること。
- (2) 奨励金の交付申請時において、申請者及び同居している者に市町村税等の滞納がないこと。
- (3) 奨励金交付後10年以上継続して、対象住宅に居住及び住所を有すること。
- (4) 申請者又は同居している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団の構成員若しくは準構成員でないこと。
- (5) 過去にこの告示に基づく奨励金を受けていないこと。

(奨励金の額)

第5条 町長は、交付対象者に対し、奨励金として対象住宅取得の場合は30万円を交付するものとする。

2 町長は、交付対象者が次の各号に掲げる要件に該当するときは、当該各号に定める額を前項の奨励金の額に加算して交付するものとする。

- (1) 転入者（対象住宅を取得した日から遡り3年前以降の町外からの転入者である者とする。ただし、町を転出してから3年未満の者は除くものとする。） 30万円
- (2) 町内建設業者により対象新築住宅を取得した者 30万円
- (3) 基準日において夫婦のいずれかが49歳以下で子を有する者又は夫婦ともに40歳以下の者若しくはひとり親家庭で父又は母が40歳以下の者
- (4) 基準日において年齢が満18歳未満の子がいるとき 1人あたり10万円

(奨励金の交付申請)

第6条 交付対象者は、奨励金の交付を受けようとするときは、マイホーム取得奨励金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（町内に住所を有する者は不要）
- (2) 個人情報の閲覧に係る同意書（別記第2号様式）
- (3) 登記事項証明書等の対象住宅の所有者がわかるもの
- (4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書
- (5) 建築確認済証の写し
- (6) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 転入者にあつては転入前の市町村における世帯全員の納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請の時期は、対象住宅を取得した日以降とする。

3 交付対象者は、対象住宅を取得した日から1年を超えて申請することができない。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認め

るときはマイホーム取得奨励金交付決定通知書（別記第3号様式）により、奨励金を交付しないときはマイホーム取得奨励金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によるマイホーム取得奨励金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

（奨励金の交付請求）

第8条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が、奨励金の交付を請求しようとするときは、マイホーム取得奨励金交付請求書（別記第5号様式）により町長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- （2） 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

（奨励金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部を返還させることができる。

- 2 第4条第3号の要件を満たさず、奨励金交付決定の日から起算して、対象住宅に10年以内に居住しなくなった場合は、10年に満たない期間分（奨励金を10年で除した金額を1年として計算する。）を返還させることができる。
- 3 町長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、マイホーム取得奨励金返還通知書（別記第6号様式）により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

（奨励金の返還の免除）

第11条 町長は、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当し、交付を受けた者等から申請があったときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- （1） 死亡したとき。
- （2） 災害、疾病その他自己の都合によらず、やむを得ない事由により転出するとき。
- （3） その他町長が特に必要と認めたとき。

（効果の確認）

第12条 町長は、奨励金の交付による効果を確認するために、交付対象者の同意を得て、当該交付対象者に係る交付決定の日から10年以内に限り、当該交付対象者の住所及び当該交付対象住宅の状況その他必要な事項を確認することができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日告示第27号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第38号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第37号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月4日告示第21号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月22日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、この告示は令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年6月10日告示第87号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、改正後の白子町若者マイホーム取得奨励金交付要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年1月24日告示第10号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月16日告示第42号抄）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に白子町要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和7年3月27日告示第54号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月18日告示第20号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。